

栃木市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

平成24年3月27日

栃木市監査委員 板倉 安秀

栃木市監査委員 大武 真一

記

1. 監査の実施日 平成24年2月22日
2. 監査の対象 西方総合支所 産業建設課
3. 監査の方法
予め提出された関係資料の審査、関係職員による説明の聴取、関係職員に対する質疑を行った。
4. 監査の結果
次のとおり

行政監査結果報告

平成24年 3月26日

栃木市監査委員

1 監査の対象及び範囲

平成23年10月1日に栃木市との合併を控えた西方町が、平成23年度に西方町単独農道整備事業として実施した舗装工事の妥当性について疑義があるため、地方自治法第199条第2項に基づき、西方総合支所産業建設課を対象として監査を行った。

2 監査の期間

平成24年1月31日から平成24年3月23日まで

3 監査の方法、着眼点

(1) 監査の方法

- ・関係資料の審査
- ・現地調査
- ・関係職員による説明の聴取
- ・関係職員に対する質疑

(2) 着眼点

- ・工事箇所を選定
- ・実施に至る経緯
- ・工事の必要性及び効果

4 監査の結果

まず、西方町単独農道整備事業の実績を調べたところ、平成14年度に1件、平成15年度に2件、平成18年度に1件で、その後3年間に行われることがなかったのであるが、合併が迫ってきた平成22年度に1件（補正第3号及び第6号で計3件を予算措置し、2件は繰越となり平成23年度に完了。）、合併まで半年となった平成23年度に10件（繰越2件、当初予算1件、補正第3号1件、補正第4号6件）実施された。

平成22年度から再び本事業が行われるようになったことと合併との関連を断定することはできないが、市町村合併に際し、それまで実施を踏みとどまってきたものを合併直前にいわゆる「駆け込み」で行うことは時折見受けられるところであり、過日実施した西方町の平成23年度決算審査においても駆け込みで行ったと考えられるものが複数浮上したことや、本事業で実施した10件の舗装工事のうち7件は合併直前に補正予算を組んで実施されたことから考えると、本事業が駆け込みで行われた可能性は極めて高いといえよう。

駆け込みで行うことは、予算執行の妥当性という観点から決して望ましいことではなく、本来慎むべきであるが、駆け込みであるから直ちに妥当性を欠くとまではいえないことから、平成23年度に本事業として実施された10件の舗装工事のすべてについて、内容の確認及び現地調査を行った。

(1) 各案件の調査結果

① 西方町単独農道舗装新設工事（小沼地内第1工区）

- ・実施延長 97.0m
- ・請負額 798,000円
- ・施工業者 A社
- ・予算措置 平成23年度補正第4号

本件は、町道に接続する認定外道路に係る延長97.0mの舗装工事であり、道路の両側は主に田畑で、道路の途中と奥に1軒ずつ、計2軒の民家があり、道路の終端は民家の入口部分と繋がり、当該道路と民地との境界は識別できない状態となっている。

周囲に田畑が存在することから、本工事により農業者の利便性が向上する側面も認められるが、当該道路は車両がすれ違うこともできないほど狭隘で、かつ、2軒の民家へ出入りする車両の往来があることから、農業者が利用するとしても自ずと限界があり、単に舗装するだけでなく拡幅等の改良も加えないと農業者の利益の向上は最小限にとどまり、農道整備事業としての効果は低いと考えられた。

そもそも本工事は、防塵舗装を施した路面が荒れてしまったため、その改修を求める要望を受けて実施に至ったものであるが、当該民家の住人が常時車両で通行することが防塵舗装の荒れた原因の一つであることは否定できない。

また、当該道路は民家で行き止まりとなっているため、2軒の民家と無関係の者が交通の経路として利用することは考えられず、利用者の大部分は当該民家の居住者及び訪問者と考えられることから、当該民家へのアクセスを改善することが本工事の主たる目的で、本工事による利益を最も享受するのが当該民家であることは明らかである。

したがって、本工事を農道整備事業として実施したことについては疑問が残るが、このようなケースで舗装工事を行う場合の施工主体や費用負担については、一定の要件を満たした場合に自治体が工事を行い、工事により利益を受ける者が分担金を支払うという方法や、道路を利用する農家などが舗装工事を行い、補助金の対象となる場合は自治体から補助金の交付を受けるという方法が見受けられるから、当時の西方町が何らかの事情を認めて本工事の実施を決定したのであれば、前者の例により、受益者に応分の負担を求めることが相当であったと思料する。

仮に本工事により隣接する田畑について受益が認められたとしても、2軒の民家の受益の方が遥かに大きいことは明らかであるし、農道整備事業の対象とすれば、あらゆる受益者が負担を免れるというものではないから、受益者の範囲、受益の程度を適正に把握した上で負担すべき額を算出し、受益者に求めるべきことに変わりはない。

なお、本工事の際、民家の入口部分や敷地内も併せて舗装工事を行い、民地内の舗装費用については民家から業者に対して別途支払いがなされたとはいえ、当該民家にとっては本工事と同時に施工したことにより費用の低減という利益が生じたことも考えられるし、道路と民地の境界が不明確な舗装工事を行うことは他の住民から誤解を受けるおそれが高いため、今後は行政として慎重な対応を心掛ける必要がある。



㊦ 町道との接続部分



㊧ 町道から途中のカーブに向けて



㊨ 途中のカーブから先を見たところ



㊩ 道路沿いにある民家の敷地（同時に舗装）



㊪ 道路沿いにある民家の入口部分



㊫ 消火栓の約1 m先から民家の敷地



㊦ 奥にある民家の入口部分

② 西方町単独農道舗装新設工事（小沼地内第2工区）

- ・実施延長 52.0m
- ・請負額 483,000円
- ・施工業者 A社
- ・予算措置 平成23年度補正第4号

本件は、町道から分岐する山沿いの農道315号線に係る延長52.0mの舗装工事であり、施工箇所が農道であったため、当初は農道整備事業の対象として問題は少ないと予想されたが、現場を確認したところ、舗装工事が行われたのは農道315号線のうち町道から途中ある1軒の民家の入口付近までであり、舗装終端部をY字状として当該民家への出入りに配慮した形で舗装が行われていたことなどから、疑義が生じる結果となった。

当該道路の片側は傾斜地で山林、もう一方は1軒の民家のほか畑や荒地となっており、先へ進むにしがたい山林の傾斜に沿って路面が高くなり、脇にある畑と施工箇所の高低差は最大で2mほどあるため、畑の耕作者が当該道路を利用するとしても高低差のない町道との接続箇所付近に限られると考えられるし、当該道路は車両がすれ違うこともできないほど狭隘で、かつ、民家へ出入りする車両の往来があることから、農業者が利用するとしても自ずと限界があり、単に舗装するだけでなく拡幅等の改良も加えないと農業者の利益の向上は最小限にとどまり、農道整備事業としての効果は低いと考えられた。

また、奥にある山林の維持管理等を目的として当該道路を利用する者があるとしても、舗装工事を民家までしか行わなかった以上、西方町はそれより先の部分を利用する者の利益は考慮しなかったと考えられるのであるから、奥の山林への往来は本工事の実施に影響を及ぼすことはなかったと考えられる。

そもそも本工事は、当該民家の居住者から要望が上がったことを発端として実施に至ったものであり、町道から当該民家の入口までの区間しか舗装を行わなかったこと、当該民家への出入りに配慮した形で舗装が行われていたこと、利用者の大部分は当該民家の居住者及び訪問者と考えられることを考え合わせると、当該民家へのアクセスを改善することが本工事の主たる目的で、本工事による利益を最も享受するのが当該民家であることは明らかである。

したがって、施工箇所が農道であるとはいえ、本工事を農道整備事業として実施したことについて妥当性を認めることは困難であるが、当時の西方町が何らかの事情を認めて本工事の実施を決定したのであれば、①で述べたとおり、町として受益者に応分の負担を求めることが相当であったと思料する。

また、受益者の範囲や受益の程度について調整が必要であれば適正に把握した上で負担すべき額を算出すること、農道整備事業の対象とすればあらゆる受益者が負担を免れるものではないことについても、①に記載のとおりである。

なお、民家の入口付近において、道路の範囲を越えて舗装を行ったと思われる部分が見受けられたが、民地については町の費用で舗装を行うべきではないから、他の住民から誤解を受けることのないよう公正な執行に努めるとともに、個人負担を求めるべきものについては、額の大小にかかわらず適正な負担を求められたい。



㊦ 町道との接続部分から



㊧ ㊦の先



㊨ 終端部 (左側は民家へ、右側は農道 315 号線が続く。)



㊩ ㊨を上から見たところ (右側は民家へ)



㊪ ㊨の上(未舗装の農道 315 号線)から

③ 西方町単独農道舗装新設工事（向宿地内）

- ・実施延長 155.0m
- ・請負額 630,000円
- ・施工業者 A社
- ・予算措置 平成23年度補正第4号

本件は、町道へ接続する認定外道路に係る延長155.0mの舗装工事であり、道路の片側は民家の敷地等、もう一方は主に畑となっており、道路の途中と奥に1軒ずつ、計2軒の民家があり、道路の終端は民家の入口へと繋がっている。

状況は上記①と酷似しており、主な相違点は、道路の終端部と民家入口との境界がグレーチングにより明確に識別できることと、道路の隣接地に田畑が少ないことである。

当該道路の片側には樹木が植栽されていることから、本工事によりそれらの管理者の利便性が向上する側面も認められるが、農道整備事業の対象としてふさわしい利用状況であるとは直ちに断定し難いし、当該道路は車両がすれ違うことができないほど狭隘で、かつ、民家へ出入りする車両の往来があることから、農業者が利用するとしても自ずと限界があり、単に舗装するだけでなく拡幅等の改良も加えないと農業者の利益の向上は最小限にとどまり、農道整備事業としての効果は低いと考えられた。

そもそも本工事は当該2軒の民家の住人による要望を受けて実施に至ったものであるし、当該道路は奥にある民家で行き止まりとなっているため、2軒の民家と無関係の者が交通の経路として利用することは考えられず、利用者の大部分は当該民家の居住者及び訪問者と考えられることから、当該民家へのアクセスを改善することが本工事の主たる目的で、本工事による利益を最も享受するのが当該民家であることは明らかである。

したがって、農道整備事業として本工事を実施したことについて妥当性を認めることは困難であるが、当時の西方町が何らかの事情を認めて本工事の実施を決定したのであれば、①で述べたとおり、町として受益者に応分の負担を求めることが相当であったと思料する。

また、受益者の範囲や受益の程度について調整が必要であれば適正に把握した上で負担すべき額を算出すること、農道整備事業の対象とすればあらゆる受益者が負担を免れるものではないことについても、①に記載のとおりである。

なお、当該道路沿いにある民家の入口付近において、道路の範囲を越えて舗装を行ったと思われる部分が見受けられたが、民地については町の費用で舗装を行うべきではないから、他の住民から誤解を受けることのないよう公正な執行に努めるとともに、個人負担を求めるべきものについては、額の大小にかかわらず適正な負担を求められたい。



㊦ 町道との接続部分



㊧ ㊦の先



㊨ 道路沿いにある民家への入口（右側は民家へ続く）



㊩ 終端部（グレーチングの奥は民家）

④ 西方町単独農道舗装新設工事（観音堂地内）

- ・実施延長 90.0m
- ・請負額 945,000円
- ・施工業者 A社
- ・予算措置 平成23年度当初予算

本件は、町道から墓地へ延びる認定外道路に係る延長90.0mの舗装工事であり、道路の片側は自動車修理工場等、もう一方は田となっており、奥にある墓地で行き止まりとなっている。

墓地で行き止まりとなっていることから、当該道路が交通の経路として利用されることは考えられず、墓地へのアクセスを改善することが本工事の主たる目的と捉えるのが自然であり、また、今回監査の対象となった10件のうち4件が墓地へのアクセス道路の舗装であることから考えても、実質的には農業者の利益向上よりも墓地へのアクセス改善という要望を叶えるために工事を行ったものと考えられる。

したがって、本工事を農道整備事業として実施したことについて疑義がないとはいえないが、交通の経路として利用されることのない道路であるからこそ周辺に広がる田の耕作者が当該道路を比較的自由に利用できることは事実であるから、結果的には本工事により農業者の利益が向上するという効果を認めることができるであろう。

よって、農道整備事業の名の下に本工事を実施したことが不当であったと断定することはできないと思料する。



㊦ 町道との接続部分



① 終端部（この先は墓地）



② 終端部から

⑤ 西方町単独農道舗装新設工事（元柴中地内）

- ・実施延長 104.0m
- ・請負額 1,470,000円
- ・施工業者 B社
- ・予算措置 平成23年度補正第4号

本件は、町道5029号と町道5030号を結ぶ認定外道路に係る延長104.0mの舗装工事であり、道路の片側約60mが田に接する以外は主に民家の敷地と接している。

町道5030号との接続部分には隅切りがあるため車両が当該道路へ侵入することは容易であるが、町道5029号との接続部分は十字路状となっているにもかかわらず、いずれも狭隘である上に当該道路への侵入部分は電柱と生垣で挟まれ隅切りもないため、当該道路へ車両で侵入可能なのは直進で侵入できる1方向からのみであり、他の2方向からの侵入は極めて困難である。

もっとも、いずれから侵入しても途中にあるほぼ直角のカーブは狭隘で、小型車でさえ切り返しを行わないと曲がれないほどであり、また、周辺道路のレイアウトから判断すると、敢えて狭隘な当該道路を通る必要性は低いことから、交通の経路として車両が当該道路を利用することは稀であると考えられる。

現場を確認した際、町道5030号から当該道路沿いに建つ1軒の民家の門までの間を往来した車のタイヤ痕ばかりが目立っていたことから推測すると、当該民家の居住者及び訪問者が侵入の容易な町道5030号から車両で通行することが当該道路の主たる利用形態であると考えられた。

したがって、本工事による利益を最も享受するのが当該民家であることは明らかであるから、本工事を農道整備事業として実施したことについて全く疑義がないとはいえないが、4輪車でなければ通行に支障はないため、生活道路として、近隣住民が徒歩や自転車等で当該道路を利用することは十分に考えられるし、当該道路の延長のおよそ半分は田に面しているから、本工事により農業者の利益が向上するという効果を認めることもできる。

よって、農道整備事業の名の下に本工事を実施したことが不当であったと断定することはできないと思料する。

なお、本工事の際、当該道路沿いの民家の入口部分も併せて舗装工事を行い、民地内の費用については民家から業者に対して別途支払いがなされたということであるが、当該民家にとっては本工事と同時に施工したことにより費用の低減という利益が生じたことも考えられるし、本工事により最も利益を享受する民家に対して、行政が道路と民地の境界が不明確な舗装工事を行うことは、他の住民から誤解を受けるおそれが高いため、今後は行政として慎重な対応を心掛ける必要がある。



㊦ 町道 5029 号との接続部分
この方向からのみ車両で容易に侵入可能



㊧ ㊦から侵入して最初のカーブ



㊨ ㊧の次に現れるカーブ



㊩ 道路沿いにある民家の入口付近



㊪ 民家の前から町道 5030 号に向けて



㊫ 町道 5030 号との接続部分から

⑥ 西方町単独農道舗装新設工事（薬師堂地内）

- ・実施延長 90.0m
- ・請負額 945,000円
- ・施工業者 C社
- ・予算措置 平成23年度補正第4号

本件は、町道から墓地へ延びる農道508号線に係る延長90.0mの舗装工事であり、道路の片側には作業場として利用されている建物と墓地、もう一方には田が広がり、奥は墓地で行き止まりとなっている。

墓地で行き止まりとなっていることから、当該道路が交通の経路として利用されることは考えられず、現に最奥部の墓石の前で舗装が終了していることから、墓地へのアクセスを改善することが本工事の主たる目的と捉えるのが自然であり、また、④で述べたとおり墓地へのアクセス道路を舗装した他の3件と同様に、事実上、墓地へのアクセスを改善するために工事を行ったものと考えられる。

したがって、本工事を農道整備事業として実施したことについて疑義がないとはいえないが、当該道路は農道として認定されており、また、交通の経路として利用されることのない道路であるからこそ周辺に広がる田の耕作者が当該道路を比較的自由に利用できることは事実であるから、結果的には本工事により農業者の利益が向上するという効果を認めることができるであろう。

よって、農道整備事業の名の下に本工事を実施したことが不当であったと断定することはできないと思料する。



㊦ 町道との接続部分



㊦ ㊧の先



㊧ ㊨の先



㊨ 終端部から㊧に向けて

⑦ 西方町単独農道舗装新設工事（田谷地内第1工区）

- ・実施延長 233.0m
- ・請負額 2,709,000円
- ・施工業者 D社
- ・予算措置 平成23年度補正第3号

本件は、町道1005号と町道3234号を繋ぐ認定外道路に係る延長233.0mの舗装工事であり、道路の片側は主に工場と民家、もう一方には田畑が広がっている。

ここは、今回調査した10件の中で数少ない通り抜け可能な道路であったため、現地を確認するまで最も利用度の高い箇所であると予想されたのであるが、周辺に通行しやすい県道があるなど、交通の経路として敢えて幅員約2mの狭隘な当該道路を車両が利用することは考え難く、また、道路沿いの工場や民家にとっても本工事によるメリットがあるとは認め難い状況であった。

当時の西方町としては、主に児童や高齢者の徒歩による利用を考慮して本工事を実施したとのことであるが、児童や高齢者の利用状況は明らかでないし、近隣住民の生活道路としても利用価値が高いと感じられる状況でもなく、道路沿いにある1軒の民家にとっても本工事によるメリットはあまり認められなかったため、本工事の目的が理解し難いというのが実感であった。

したがって、本工事の目的、必要性について疑問は残るが、230mを超える当該道路の片側には田畑が広がっているため、農業者がこれを利用するのであれば利便性が向上するなどのメリットが認められ、現に路面には田畑の土砂の堆積やタイヤ痕など農業者が利用したと思われる痕跡が残されていたことも事実であるから、農道整備事業の名の下に本工事を実施したことが不当であるとは言えないと史料する。



⑦ 町道1005号側から



㊦ 道路沿いにある民家の脇



㊧ ㊦の先（舗装の終端部）



㊨ 終端部から



㊩ 町道 3234 号から

⑧ 西方町単独農道舗装新設工事（田谷地内第2工区）

- ・実施延長 195.0m
- ・請負額 1,785,000円
- ・施工業者 E社
- ・予算措置 平成23年度補正第4号

本件は、町道と神社の敷地を結ぶ認定外道路に係る延長195.0mの舗装工事であり、道路の両側には田が広がり、ほぼ中間にある墓地を通り抜けることによって、狭隘であるが町道と神社との間を車両で通行することも可能である。

しかし、周辺道路のレイアウトを見ると、交通の経路として敢えて狭隘な当該道路を利用する必要性は低いと考えられ、また、本工事と同時に墓地内の舗装工事を行ったことも考え合わせると、④で述べたとおり墓地へのアクセス道路を舗装した他の3件と同様に、事実上、墓地へのアクセスを改善するために工事を行ったものと考えられる。

したがって、本工事を農道整備事業として実施したことについて疑義がないとはいえないが、交通の経路としてあまり利用されることのない道路であるからこそ周辺に広がる田の耕作者が当該道路を比較的自由に利用できることは事実であるし、約200mに及ぶ当該道路の両側に広がる田の耕作に当たり、当該道路が利用されることも明らかであるから、本工事により農業者の利益が向上するという効果を認めることができるであろう。

よって、農道整備事業の名の下に本工事を実施したことが不当であったと断定することはできないと思料する。



㊦ 町道との接続部分から



㊦ ㊧の先（墓地に向かう途中）



㊨ 墓地との接続部分



㊩ 墓地の中央部



㊪ 墓地から神社に向かうところ



㊫ 神社敷地への接続部分



㊬ 神社側から見たところ

⑨ 西方町単独農道舗装新設工事（本郷田谷地内）

- ・実施延長 35.0m
- ・請負額 290,000円
- ・施工業者 A社
- ・予算措置 平成22年度補正第3号（事故繰越により平成23年度実施）

本件は、町道から脇に伸びるわずか35mで行き止まりとなる認定外道路に係る舗装工事であり、道路の片側は造園業者敷地、もう一方は民家の塀との間に挟まれた家庭菜園程度の小規模な畑となっている。

当該道路は、一見すると奥にある民家の私道といった印象を受けるが、民家とは大人の背丈ほどの高さがある生垣で完全に遮断されて通り抜けることができないため、せいぜい造園業者が樹木の搬出時に利用するか、畑の耕作者の駐車スペースとして利用することが考えられる程度である。

造園業者の便宜を図って舗装をすることは農道整備事業の目的に合致しないし、仮に畑が家庭菜園でなく農家による出荷を目的とした耕作であったとしても、あまりにも小規模であるから、敢えて農道整備事業の対象として舗装工事を行うに値するとは考えにくい。

したがって、農道整備事業として本工事を実施したことについて、妥当性を見出すことはできず、当時の西方町が適正な判断の下に本工事を実施したとはいえないと思料する。



㊦ 町道から



① 終端部



② 道路脇の畑

⑩ 西方町単独農道舗装新設工事（田谷地区）

- ・実施延長 57.0m
- ・請負額 577,500円
- ・施工業者 A社
- ・予算措置 平成22年度補正第6号（事故繰越により平成23年度実施）

本件は、町道から墓地へ延びる認定外道路に係る延長57.0mの舗装工事であり、道路の両側には田畑が広がり、奥にある墓地で行き止まりとなっている。

墓地で行き止まりとなっていることから、当該道路が交通の経路として利用されることは考えられず、墓地へのアクセスを改善することが本工事の主たる目的と捉えるのが自然であり、また、④で述べたとおり墓地へのアクセス道路を舗装した他の3件と同様に、事実上、墓地へのアクセスを改善するために工事を行ったものと考えられる。

したがって、本工事を農道整備事業として実施したことについて疑義がないとはいえないが、交通の経路として利用されることのない道路であるからこそ周辺に広がる田畑の耕作者が当該道路を比較的自由に利用できることは事実であるから、結果的には本工事により農業者の利益が向上するという効果を認めることができるであろう。

よって、農道整備事業の名の下に本工事を実施したことが不当であったと断定することはできないと思料する。



㊦ 町道から



㊧ 終端部から

(2) 総括

以上のとおり、工事の目的については10件全てに疑義が残る結果となったが、客観的に農業者の利益が向上すると認められるものもあったため、総合的に判断して、農道整備事業として認められる要素が乏しく、かつ、明らかに特定の個人の利益を図ったと判断せざるを得ない① 西方町単独農道舗装新設工事（小沼地内第1工区）、② 西方町単独農道舗装新設工事（小沼地内第2工区）、③ 西方町単独農道舗装新設工事（向宿地内）、⑨ 西方町単独農道舗装新設工事（本郷田谷地内）の4件について、農道整備事業の対象として妥当性を欠くと判断した。

①から③については、多少状況は異なるものの、工事延長と比較して隣接する農地の面積が小さく、また、農業者の利益向上がほとんど認められる状況でなかったのに対して、隣接する民家にとっては事実上私道のように利用している道路が無償で舗装されたことによる利益は格段に大きく、工事の際に民家の敷地内も併せて舗装するなど特段の配慮があったことから、隣接する民家のために工事を行ったと判断せざるを得ず、また、⑨については、関係職員でさえ工事の必要性を説明することが困難であるほど、工事の必要性を認めることは全くできなかった。

当時は合併を間近に控えた特殊な状況下であったため、様々な影響を受けて工事の実施が決定されたとしてもある程度はやむを得ないが、行政が行う以上特定の個人の利益を図ることは許されないのであるから、監査の過程において、関係職員から分担金条例に基づき分担金を請求すべきであったとの発言があったとおり、公益性が乏しいものについては、西方町営林道事業分担金条例を活用するなどして、利益を受ける者に対し、応分の負担を求めることが必要であったと考える。

事前に説明を行わず工事完了後に初めて金銭的負担を求めることが不適切であり、相手方の理解を得難いことは容易に想像できるが、西方町が合併により消滅し、分担金条例も失効したとはいえ、いずれの工事も完了から1年未満しか経過していないから、西方町が工事費用の一部を受益者に請求する権利は消滅しておらず、かつ、西方町の債権は栃木市が継承したのであるから、栃木市としては4件の工事に係る受益者に対し、上述のとおり受益者の範囲及び受益の程度を確認した上で、分担金相当額を求めることが相当であると思料する。

なお、上記のとおり本事業は不適切な判断に基づいて実施が決定されたと考えざるを得ないが、当時の状況を鑑みると、関係職員が工事を実施しないという選択をすることは極めて困難であったと考えられることから、関係職員の責任を迫及することには躊躇せざるを得ないというのが率直な感想である。

今後は、職務執行に当たり職員の適正な判断が阻害されることのないよう、オリン晃電社工場跡地購入問題と同様に、改めて検討を求めたい。